

がいしょくぎょうとくていぎのう ごうぎのうそくていしけん
外食業特定技能2号技能測定試験

こくない しけんあんない
国内試験案内

きぎょうもうしこ へん
～企業申込み編～

※ がいしょくぎょうぶんや とくていぎのう ごうしけん しけんもうしこ どうめん ごうとくていぎのうがいこくじん
外食業分野の特定技能2号試験の試験申込みは、当面、2号特定技能外国人を
こよう きぎょう がいしょくぎょう いとな きぎょう かぎ もうしこ てつづ
雇用しようとする企業（外食業を営む企業に限る）から申込む手続きのみで
す。こじん もうしこ ねん がつじてん
個人からの申込みはできません。（2024年2月時点）

いっばんしゃだんほうじん がいこくじんしょくひんさんぎょうぎのうひょうかきこう
一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

OTAFF

THE ORGANIZATION FOR TECHNICAL SKILL
ASSESSMENT OF FOREIGN WORKERS IN FOOD INDUSTRY

< 目 次 >

1.	<small>がいしょくぎょうぶんや とくていぎのう ごうぎのうそくていしけん</small> 外 食 業 分 野 の 特 定 技 能 2 号 技 能 測 定 試 験 に つ い て	3
2.	<small>じゅけんしかく</small> 受 験 資 格	3
3.	<small>しけんかもく じっしほうほうなど</small> 試 験 科 目 、 実 施 方 法 等	5
4.	<small>ごうかくきじゆん</small> 合 格 基 準	7
5.	<small>がくしゅう</small> 学 習 テ キ ス ト	7
6.	<small>しけん てつぎ なが</small> 試 験 の 手 続 の 流 れ	8
7.	<small>じゅけんりょう</small> 受 験 料	11
8.	<small>ごうかくはっぴょう ごうかくしょうしょ</small> 合 格 発 表 、 合 格 証 書	12
9.	<small>しけん ひ も</small> 試 験 の 日 に 持 っ て く る も の	13
10.	<small>しけん ひ ちゅういじこう ふせいこうい きんし</small> 試 験 の 日 の 注 意 事 項 と 不 正 行 為 の 禁 止	18
11.	<small>こじんじょうほう とりあつかい</small> 個 人 情 報 の 取 扱	23

1. 外食業分野の特定技能2号技能測定試験について

外食業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、日本国政府が定める指導等実務経験の要件を満たし、外食業特定技能2号技能測定試験（以下「特定技能2号試験」または「試験」という）及び日本語能力試験（N3以上）に合格することが必要です。

この試験案内では、特定技能2号試験について、受験資格や申込方法などを案内します。

なお、特定技能2号の在留資格への変更・取得は、出入国在留管理庁で審査されますので、特定技能2号試験に合格したら、必ず特定技能2号の在留資格が得られる訳ではありません。特定技能2号の在留資格の申請や認定については、出入国在留管理庁に問い合わせてください。

2. 受験資格

日本国内で特定技能2号試験を受けることができる人は、次のア～エの全てを満たす人です。

ア. 試験の日に、在留資格を有する人（注1）

イ. 試験の日に、満17歳以上の人。

ウ. 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして、法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行したパスポート（注2）を持っていること。

エ. 試験の前日までに外食業分野において複数のアルバイト従業員や特定技能外国人などを指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者としての実務経験（以下「指導等実務経験」という。）を2年以上有すること。または、試験の前日までに指導等実務経験が2年に満たない者にとっては、試験の日から6か月以内に指導等実務経験を2年以上（注3）有することが見込まれること。

具体的な手続きは、「6. 試験の手続きの流れ」を見て下さい。

（注1）日本の法律を守って日本に在留している人は試験を受けることができます。在留カードを持っていなくても、法律を守って日本に短期滞在している人も試験を受けることができます。

にほん ほうりつ まも にほんこくない ひと ふほうたいざいしゃ しけん う
す。日本の法律を守らないで日本国内にいる人(不法滞在者)は、試験を受けることができま
せん。

ちゅう げんざい きょうわこく いがい がいこくせいふ ちいき がいどう
(注 2) 現在のところ、「イラン・イスラム共和国」以外の外国政府・地域のパスポートが該当。

ちゅう ねん がつ にち じてん がいしょくぎょうぶんや ごうとくていぎのうがいこくじん にほん しゅうろう
(注 3) 2023年6月9日の時点で、外食業分野の1号特定技能外国人として日本で就労している
きかん ねん げつ こ ばあい どうねん がつ にちこう とくていぎのう ごう ざいりゅうきかんじょうげん
期間が2年6か月を超えている場合は、同年6月10日以降、特定技能1号の在留期間上限の
ひ につすう げつ げん きかん
日までの日数から6か月を減じた期間

3. 試験科目、実施方法等

試験科目： 学科試験と実技試験の2科目 試験時間： 70分

言語： 日本語（漢字にルビは付いていません。）

実施方法： ペーパーテスト方式（マークシートを使います。）

(1) 学科試験

衛生管理、飲食物調理、接客全般及び店舗運営に係る知識を測定する。

項目	主な内容	問題数	配点
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 一般衛生管理に関する知識 HACCPに関する知識 食中毒に関する知識 食品衛生法に関する知識 など 	10問	満点：40点 (@4点)
飲食物調理	<ul style="list-style-type: none"> 調理に関する知識 食材に関する知識 調理機器に関する知識 食品の流通に関する知識 など 	5問	満点：10点 (@2点)
接客全般	<ul style="list-style-type: none"> 接客サービスに関する知識 食の多様化に関する知識 クレーム対応に関する知識 公衆衛生に関する知識 など 	10問	満点：30点 (@3点)
店舗運営	<ul style="list-style-type: none"> 計数管理に関する知識 雇用管理に関する知識 届出関係に関する知識 など 	10問	満点：40点 (@4点)
		合計35問	合計120点

(2) 実技試験（「判断試験」、「計画立案試験」）

さぎょう けいかく りつあん けいかくりつあんしけんなど ぎょうむじょうひつよう ぎのうすいじゅん
 作業の計画を立案する計画立案試験等により業務上必要となる技能水準を

そくてい
 測定する。

項目	主な内容	問題数			配点
		判断試験	計画立案	合計	
衛生管理	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：40点 (@8点)
飲食物調理	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：20点 (@4点)
接客全般	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：30点 (@6点)
店舗運営	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：40点 (@8点)
		計12問	計8問	合計20問	合計130点

4. 合格基準

合格は、満点（250点）の65%以上です。

5. 学習テキスト

受験者の学習のためのテキストが一般社団法人日本フードサービス協会の次のサイトに掲載されています。

<https://www.jfnet.or.jp/contents/gaikokujinzai/>

6. 試験の手続きの流れ

がいしょくぎょうぶんや とくていぎのう ごうしけん しけんもうしこ どうめん ごうとくていぎのうがいこくじん こよう
外食業分野の特定技能2号試験の試験申込みは、当面、2号特定技能外国人を雇用
しようとする企業（外食業を営む企業に限る）から申込み手続きのみです。個人か
らの申込みはできません。

(1) 概要

- ① 企業マイページの仮登録、本登録
- ② 受験者登録
- ③ 試験申込み
- ④ 受験者同意と受験料の支払
- ⑤ 受験票のダウンロード
- ⑥ 受験
- ⑦ 合否結果の企業担当者へ通知、企業マイページでの合格証書のダウンロード

(2) 詳細

① 企業マイページの仮登録、本登録

ア) 仮登録は、企業マイページ操作マニュアル（簡易版）

(https://otaffl.jp/howto_corp/manual_reg.pdf)を参照し、「初めてご登録される方
企業仮登録」のボタン (https://otaffl.jp/corporate_tmp/) から登録して下さ
い。

イ) 本登録は、「すでにご登録の方 企業ログイン」のボタン

(<https://otaffl.jp/corporate/>) からログインして、企業の詳細情報を登録し
て下さい。

本登録の入力方法は、ログイン後、各ページの右上にある企業マイページ「操作
マニュアル」を参照して下さい。

② 受験者登録

ア) 企業マイページの各ページの右上にある「操作マニュアル」を参照し、受験者登録
を行って下さい。

イ) 特定2号試験の受験者登録には、「指導等実務経験証明書」または「指導等実務経験に係る誓約書」のOTAFFへの提出が必須です。提出フォーマットはOTAFFのHP(<https://otaff1.jp>)からダウンロードできます。

・指導等実務経験証明書：

外食業分野において、営業許可を得た飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての実務経験を日本政府が定める規定の期間（※）有することを証明する書類（企業が作成）

※2年以上。ただし、**2. 受験資格**の項の（注3）に該当する場合は、同（注3）に記載する期間

指導等実務経験について、詳しくは、法務省・農林水産省が定める「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「外食業分野の基準について」に記載されている「第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等」の項を参照してください。

掲載サイト <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004953.pdf>

・指導等実務経験に係る誓約書：

試験の日の前日までに、指導等実務経験を規定の期間（上の指導等実務経験証明書の※と同じ）満了しない場合は、試験の日から6か月以内に指導等実務経験を規定の期間満了することを誓約する書（企業が作成）

（注）受験者登録時に指導等実務経験証明書でなく、指導等実務経験に係る誓約書を添付した場合には、指導等実務経験を規定の期間終了したときに、改めて指導等実務経験証明書を企業マイページにアップする必要があります。

指導等実務経験に係る誓約書を提出して受験した場合は、試験に合格した場合でも、合格証書の企業マイページからのダウンロードは、指導等実務経験証明書がアップされ、OTAFFが内容を確認した後可能となります

③試験申込み

OTAFF の HP に公表する企業申込みスケジュールに基づき、企業マイページ内の試験申込み・受験状況タブから申込みを行なって下さい。

【重複受験の禁止】

外食業と飲食料品製造業の試験の申込みは、それぞれ1回の試験で、一人1回だけです。同じ人が、同じ業種の試験に重複して申込みすることはできません。

④受験者同意と受験料の支払

ア) 受験者同意とは、当該受験者が受験申請企業からの受験申請により受験することに同意するための手続きです。

イ) 各受験者にメールが届きますので、メール内の URL をクリックして受験者同意のページで「しけんをうけますか」で、「はい」を選ぶ事で、受験者同意が完了します。

ウ) 受験料は企業負担と受験者負担が受験者ごとに選択できます。

- ・ 企業払いの場合、企業マイページから請求書、領収書がダウンロードできます。
- ・ 企業払いの支払には、ペイジー、クレジットカードが利用できます。
- ・ 受験者払いには、コンビニ払い、ペイジー、クレジットカードが利用できます。

【重要】

※ 受験料の企業払いは1回のみ可能ですので、企業払い対象の受験者全員の受験同意が済んでいることを確認の上、お支払い下さい。

※ 受験料の支払いをもって、試験申込みが完了します。

⑤受験票のダウンロード

ア) 受験者の受験票は企業マイページにアップしますので、企業担当者が企業マイページにログインし、受験票をダウンロードして、企業からメール等で受験者にお渡し下さい。

イ) 企業マイページに受験票をアップする時期は、試験回ごとに OТАFF の HP でお知らせします。

⑥ 受験

ア) 試験日時、会場を間違えないように受験者にお伝え下さい。

イ) 下の 9. 試験の日にもってくるものをご確認いただき、必要書類等を必ず持参するよう、企業担当者より受験者にお伝え下さい。特に在留カードの在留期限が過ぎている場合はご注意ください。

【重要】

※ 受験者が必要書類を持参しておらず、在留資格があることが受付で確認できない場合は、試験を受けることができません。

7. 受験料

14,000円 (税込み)

払った受験料は、返すことはできません。

しかし、次の時は、受験料を返します。

- ・ OТАFF の都合で試験ができない時
- ・ 自然災害等により、試験ができないと OТАFF が決めた時
(代替りの試験をする時は、受験料は返しません)

試験を中止する場合は、OТАFF のホームページ等で公表します。

8. 合格発表、合格証書

①合格発表

合格発表は、OTAFFのHPに公表したスケジュールで行います。HPで合格者の受験番号を公表し、企業マイページで受験者ごとの合否を表示します。

②合格証書

ア) 受験者登録時点で、指導等実務経験証明書を提出し不備が無かった受験者は、合否発表と同時に合格証書を企業マイページにアップします。

イ) 受験者登録時に、指導等実務経験証明書でなく、指導等実務経験に係る誓約書を添付した場合には、指導等実務経験を規定の期間(上の6. 受験の手続きの流れ)の(2)の②受験者登録のイ)に記載の指導等実務経験証明書の※を参照)終了したときに、改めて指導等実務経験証明書を企業マイページにアップする必要があります。

指導等実務経験に係る誓約書を提出して受験した場合は、試験に合格した場合でも、合格証書の企業マイページからのダウンロードは、指導等実務経験証明書がアップされ、OTAFFが内容を確認した後に可能となります。

ウ) 特定技能2号試験の合格証書の有効期限は、定めていません。ただし、OTAFFの合格証書のデータ保存期間は、合格発表日から10年間です。

9. 試験の日に持ってくるもの

次の①～⑥を持ってきてください。

試験では電卓(計算機)を使用できます。電卓を持ってくることは必須ではありません。

受付で、①～③により名前や生年月日、在留資格の有無等をチェックします。

①～③がなく、下の注意1～3も含めて、在留資格が確認できない場合は、試験を受けることはできません。

- ① 受験票
- ② 在留カード(注意1)(注意2)
- ③ パスポート(注意3)
- ④ HBの鉛筆(シャープペンシルは使用できません。)
- ⑤ 消しゴム
- ⑥ 電卓(使える電卓に制限があります。)(注意4)

(注意1) 試験日に在留カードの在留期限の日を超えている人

試験の日に、下記のi)～iii)のどれかを必ず持って来てください。

- i) 在留カードの裏面の在留期間更新等許可申請欄に申請中の印がある在留カード
- ii) 出入国在留管理庁の在留申請オンラインシステムからの申請受理メールを印刷したもの(サンプル1)(15ページ)と在留カードのカラーコピー(表と裏両方)
- iii) 在留カード更新手続きのための預かり書(サンプル2)(16ページ)

(注意2) 在留カードを更新手続き中のため、試験当日に持って来られない人

試験の日に、下記のi)～ii)のどれかを必ず持って来てください。

- i) 出入国在留管理庁の在留申請オンラインシステムからの申請受理メールを印刷したもの(サンプル1)(15ページ)と在留カードのカラーコピー(表と裏両方)
- ii) 在留カード更新手続きのための預かり書(サンプル2)(16ページ)

(注意3) 在留カードがなく、パスポートしか持っていない人

試験当日、パスポートに在留期限が書いてあるシール（サンプル3）（17ページ）、
または申請受理のゴムスタンプ印があることを係が確認します。

(注意4) 電卓（計算機）を使用できますが、使用できる電卓についての注意点は次の
とおりです。

- ① 計算問題を解くためには、 $+$ $-$ \times \div の四則演算の機能のみで十分です。
- ② メモリー機能は、計算結果を1つだけ記録できるものに限りです。
- ③ ②のメモリー機能を越えるメモリー機能があるものは使用できません。（計算結果を複数記録できる、計算結果をさかのぼって確認できる、文字を記録できるなどのメモリー機能があるものは使用不可）
- ④ 税計算機能のあるものは使用できません。
- ⑤ 通信機能のあるものは使用できません。（スマートフォンを電卓として使用することはできません。）
- ⑥ プログラム入力機能があるものは使用できません。
- ⑦ 使用不可としている電卓を使用した場合は、その場で失格となり採点対象外となります。
- ⑧ 使用不可と明示している電卓以外でも、 $+$ $-$ \times \div の四則演算の機能よりも高機能な電卓（計算機）を使用し、不正行為が疑われる場合は、試験監督が使用禁止措置をとり、失格とすることがあります。

サンプル1

ざいりゅうしかく しんせいうけつけかんりょう し
【在留資格オンラインシステム】申請受付完了のお知らせ

さま
〇〇様

ほん (本メールは、ざいりゅうしかく しんせいうけつけかんりょう じどうてき そうしん
在留資格オンラインシステムから自動的に送信しております)

しんせいうけつげび ねん がつ にち
申請受付日：XXXX年XX月XX日

しんせいうけつけかりばんごう
申請受付仮番号：XXXXXXXXXXXX

ざいりゅうしゅべつ ざいりゅうしかく にんていしやうめいしやうふしんせい
在留種別：在留資格認定証明書交付申請 Certificate of
eligibility

しんせいにんざいりゅう などばんごう
申請人在留カード等番号：XXXXXXXXXXXX

しんせい しんせいうけつげばんごう し
の申請について、申請受付番号をお知らせいたします。

しんせいうけつげばんごう
申請受付番号：XXXXXXXXXXXX

ほん しんせいちゆう しょうめい
本メールは、申請中であることを証明するものとなりますので、

りやうしゃおよ しんせいにん かた しんせいちゆう ほん さくじょ ほぞん
利用者及び申請人の方は申請中は本メールを削除しないように保存

ひつよう おう いんさつ けいこう
し、必要に応じて印刷するなどして携行してください。

サンプル2

9. 試験の日^{しけん ひ も}に持ってくるもの^の (注意^{ちゅうい}1と2) をよく読んで、下記の「預かり書^{よ か き あず しよ}」を

会社^{かいしゃ}、組合^{くみあい}、学校^{がっこう}などに書いてもらい、試験当日^{しけんとうじつ}に持って来てください。

在留カード更新手続きのための預かり書^{ざいりゅう こうしんてつづ あず しよ}

下記の者^{か き もの}の在留カード^{ざいりゅう}を預かり^{あず}、在留期限等^{ざいりゅうきげんなど}の更新手続き^{こうしんてつづ}をしています。

記入日^{きにゅうび}： 年^{ねん} 月^{がつ} 日^{にち}

① 名前^{なまえ} (アルファベット)

② パスポート番号^{ばんごう}

③ 更新前^{こうしんまえ}の在留カード^{ざいりゅう}の写し^{うつ} (表^{おもて}と裏^{うら}両方^{りょうほう})

更新前^{こうしんまえ}の

在留カード^{ざいりゅう} (表面^{おもてめん})

カラーコピーをはる

更新前^{こうしんまえ}の

在留カード^{ざいりゅう} (裏面^{うらめん})

カラーコピーをはる

④ 在留カード^{ざいりゅう}を預かり^{あず}、更新手続き^{こうしんてつづ}をしている名称^{めいしょう}、住所^{じゅうしょ}、担当者名^{たんとうしゃめい}、担当者^{たんとうしゃ}
連絡先^{れんらくさき}、社印^{しゃいん}

サンプル 3

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR

上 陸 許 可

LANDING PERMISSION

許可年月日
Date of permit ○○.AUG.20XX

在留期限
Untill XX.JUL.20XX

在留資格
Status 短期滞在

在留期間
Duration ○days



たんきたいざい
短期滞在
とくていかつどうなど か
特定活動等も可

じゅうよう
【重要】
ざいりゅうきげん しけんび
在留期限が試験日
いこう ひづけ
以降の日付であるこ
と。

10. 試験の日の注意事項と不正行為の禁止

(1) 試験の場所に来る前の注意

試験の日に、試験の会場で体温を測る事があります。

熱がある人や、気分が悪い人は、試験を受けることができないことがあります。

(2) 受付での注意

上の「9. 試験の日に持ってくるもの」に書いてある①～⑥を忘れないで持って来てください。受付で本人確認と在留資格の有無の確認をします。

マイページに登録した写真がよくない時は、もう一度、写真を撮り直しします。「写真の撮り直し」と言われた人は、係員の指示に従ってください。

受付が終わった人は、試験の部屋に入ることができます。

※試験が始まる30分前までに受付に来るようにしてください。

試験開始時刻に遅れた場合は、試験を受けることができません。

(注意) 天気が悪い時は、電車やバスが遅れることがあります。

試験の場所には、時間的に余裕を持って、早く着くようにしてください。

(3) 試験の部屋での注意

① 「受験票」の「席番」と同じ番号の椅子に座ってください。

② 試験の前に部屋から出たり、入ったりする時は、必ず「受験票」を持って行ってください。

③ おしゃべりはしないでください。

④ 部屋の中で、食べたり、飲み物を飲んだりしてはいけません。

⑤ 試験が始まると、部屋に入ることはできません。

■ 受験票は、机の席番の横に置いてください。

■ 机の上には、HBの鉛筆と消しゴムと電卓を置いてください。それ以外のものは、バッグや袋に入れて、バッグを閉めて、椅子の下に置いてください。シャープペンシル、ロケットえんぴつ、えんぴつけずり等は、持ってきても、試験中は、使うことはできません。

- 携帯電話、スマートフォン等は、試験の部屋から出るまでは、必ず電源を「shutdown」にして、係員のチェックを受けてください。「shutdown」のやり方は、自分でできるようにしておいてください。
- 係員のチェックが終わったら、バッグや袋に入れて、バッグを閉めて、椅子の下に置いてください。
- 時計は、試験の部屋にあります。自分の時計を使うことはできません。
- 自分の時計は、アラームの音が出ないようにして、バッグや袋に入れて、バッグを閉めて、椅子の下に置いてください。
- 試験の時は、時計を机の上に置いたり、時計を腕に付けることはできません。
- 携帯電話やスマートフォン等を時計として使うことはできません。
- 試験の時に携帯電話やスマートフォン、時計からのアラーム、バイブレーターなどの音が鳴った時は、試験を受けることができなくなることがあります。必ず音が出ないように注意をしてください。
- 試験の部屋では、係員の話をよく聞いて、その通りにしてください。係員の話を書かない時は、試験を受けることができなくなることがあります。

(4) 試験が始まる前の注意

- 机の上には、受験票、HBの鉛筆、消しゴム、電卓、試験の部屋で配られたマークシートと「マークシート記入例と試験の注意事項」だけを置いてください。
- 他のもものは、バッグや袋に入れて、バッグを閉めて、椅子の下に置いてください。
- 「マークシート記入例」をよく見て、マークシートに自分の名前と受験番号をまちがいのないように書いてください。マークシートに書いた受験番号の数字を黒く塗ってください。
- 体や服等に文字や数字を書いている人は、カンニングとみなされて、試験の部屋からでていくよういわれ、試験を受けられないことがあります。体や服等に文字や数字を書かないようにしてください。
- 試験の部屋で帽子やサングラスはしないでください。また、ヘッドホンやイヤホンも使うことができません。バッグや袋に入れて、バッグを閉めて、椅子の下に置いてください。
- トイレは、試験が始まる前までに行っておいてください。試験が始まったら、トイレには行けません。

- 試験が始まる少し前に、問題用紙を配ります。係員が「始めてください」と言うまで、問題用紙を開いたり、答えを書いてはいけません。

(5) 試験が始まってからの注意

- 答えはマークシートに書きます。問題用紙に解答を書いても採点されません。答えをまちがえた時は、消しゴムできれいに消してください。
- マークシートを汚くしたり、折ったりしないでください。マークシートを読み取る機械が、正しく読めないことがあります。正しく読めないと、採点されません。
- 試験の間にトイレに行った時も、もう一度部屋に入ることはできません。
- 試験が始まって30分ほどが過ぎたら、係員から途中退席できる旨のアナウンスがあります。
係員のチェックを受けて「出てもいいです」と言われたら部屋を出ることができます。部屋を出たら、試験は終わりです。もう一度部屋に入ることはできません。
- 途中退席ができるのは、試験が終わる時間の10分前までです。その後は、試験が終わるまで部屋を出ることができません。
- 問題の内容に関する質問に答えることはできません。
- 試験時間中に気分が悪くなった時は、手をあげて、係員に知らせてください。
- その他、係員の話をよく聞いて、その通りにしてください。

(6) 部屋を出る時の注意

- 解答が早く終わり、試験中に部屋を出る時は、必ず、席に座ったまま、手をあげて係員に知らせてください。係員がマークシートなどをチェックします。
- 係員のチェックの後、係員の指示に従って、試験の部屋を出てください。試験の途中で部屋を出ると、もう一度、部屋に入ることはできません。
- 試験が終わる10分前から試験が終わるまでは、部屋から出ることができません。試験が終わったら、係員が、答えが書いてあるマークシート、問題用紙、「マークシート記入例と試験の注意事項」を集めるまで待っていてください。係員が「出てもいいです」と言うまでは、部屋を出ることはできません。

(7) 不正行為

- 次のことをすると、イエローカードが出され、注意されます。イエローカードが2枚出ると、失格・退場となり、採点されません。

【イエローカード=注意】(イエローカード2枚で失格・退場)

- ① 試験が始まる前に問題用紙を開いたり、答えを書いたとき。
- ② 試験中に許可なくしゃべったとき。
- ③ 試験中に「他の人に答えを教える」「合図を送る」「他の人から答えを教えてもらう」「他の人の答えを見る」などの行為と疑われることをしたとき。
- ④ 試験中に携帯電話やスマートフォン、時計などからのアラーム、バイブレーターなどの音が鳴ったとき。
- ⑤ 問題や答えを問題用紙やマークシート以外の何かに書き写していたとき。
- ⑥ 他の人の迷惑になるようなことをして、係員の注意の通りにしないとき。
- ⑦ 係員が指示する前に、許可なく立ち上がり、係員が注意してもその通りにしようとしないうちのとき。
- ⑧ 係員が「マークシートに記入するのをやめてください」と言った後も、答えを書いたとき。
- ⑨ 試験が終わって、係員がマークシートを集めているのに渡さないとき。
- ⑩ 試験中にガムやアメなどを食べている、飲み物を飲んでいるとわかったとき。
- ⑪ その他、係員が注意してもその通りにしないとき。

- 次のことをするとレッドカードが出され、失格・退場となり、採点されません。

【レッドカード=失格・退場】(レッドカード1枚で失格・退場)

- ① 受験者が受験票と別人のとき。
- ② 試験中に他の人のマークシートに答えを書いたり、書いてもらったり、問題用紙やマークシートを交換したとき。
- ③ 試験中にカンニングペーパーや参考書を見たり、スマートフォンを使うことを含め、カンニング行為をしたとき。
- ④ 使用不可の電卓を使用したとき。
- ⑤ 問題用紙やマークシートを試験の部屋から外に持ち出したとき。
- ⑥ 係員が「出てもいいです」と言う前に部屋を出たとき。

⑦ 問題や答えを何かに書き写して、試験の部屋から外に持ち出したとき。

■ 重複申込を含め、不正の手段によって試験を受けたり、受けようとした人は、その試験を受けることができません。また、合格した場合でも、合格を取り消し、最大5年間試験を受けることができないようにすることがあります。

■ 不正行為をしたために、その後で受験者が困っても、OTAFFは責任や義務等を負いません。受験料も返しません。

(8) その他の注意

- ① 試験会場での写真・動画等の撮影・録音はできません。
- ② たばこを吸う時は、決められた場所で吸ってください。
- ③ 試験会場で立ち入りが禁止されている場所には絶対に入らないでください。
- ④ 試験会場の備品等には触らないでください。
- ⑤ 試験会場には、ベビールームなど付き添いや子供のための部屋はありません。
- ⑥ 試験会場には、受験者だけ入ることができます。(付き添いは入れません)
- ⑦ 試験の日は、受験者を電話等で呼んだり、メッセージを伝えることはできません。

(9) 合格の取り消し

次の①～③の不正行為が、合格証書を渡した後にわかったときには、合格を取り消します。

- ① 試験の問題等の秘密事項について、試験関係者に対し情報提供を求め、かつ、これを受けたとき。
- ② マイページの登録内容に意図的な不正があったとき。
- ③ その他、受験に関して不正があったとわかったとき。

合格の取り消しは、農林水産省を通じて、出入国在留管理庁に通報します。

その人にも合格の取り消しを通知するとともに、マイページにアップした合格証書のデータを消します。

また、最大5年間試験を受けることができないようにすることがあります。

11. 個人情報^{こじんじょうほう}の取扱^{とりあつかい}

この試験^{しけん}のために、みなさんからもらった個人情報^{こじんじょうほう}は、個人情報^{こじんじょうほう}の保護^{ほご}に関する法律^{ほうりつ}（平成15年法律第57号）等の通り^{へいせい ねんほうりつだい ごう など とお}に、大切^{たいせつ}に取り扱^{とあつか}います。

マイページ^{とうろく}に登録^{こじんじょうほう}された個人情報^{しけん}は、OTAFFの試験^{しけん}のためだけ^{つか}に使用^{つか}します。

他^{ほか}の人に教^{ひと}えること^{おし}はありません。

OTAFFが試験^{しけん}実施^{じっし}のため、第3者^{だいしや}に業務^{ぎょうむ}を委託^{いたく}する場合は、試験^{しけん}の実施^{じっし}に必要な範囲^{ひつよう}で個人情報^{こじんじょうほう}を提供^{ていきょう}します。この場合^{ばあい}OTAFFは、業務^{ぎょうむ}委託^{いたく}先^{さき}との間^{あいだ}で個人情報^{こじんじょうほう}取扱^{とりあつか}いに関する契約^{けいやく}を締結^{ていけつ}し、適切^{てきせつ}な監督^{かんとく}を行^{おこな}います。

また、法令^{ほうれい}等^{なご}に基づ^{もと}き、政府^{せいふ}から求^{もと}めがあつた場合^{ばあい}には、政府^{せいふ}に教^{おし}えることがあります。

マイページ^{とうろく}に登録^{じょうほう}された情報^すのうち、住^すんでいる都道府県^{とどうふけん}名^{めい}やアンケート調査^{ちようさ}の内容^{ないよう}等^{なご}について、個人^{こじん}がわからないよう^{あつ}に集^{あつ}めて、その結果^{けっか}を公表^{こうひよう}する場合^{ばあい}があります。